

令和7年度  
ドライバー等安全教育訓練促進  
助成金（全ト協）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が標記安全教育訓練を受講した場合、その費用の全部又は一部を公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）より助成し、安全意識の高揚と運転知識・技術の向上を推進することを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成対象事業者は、協会会員で協会入会金及び初回会費を納入しており、かつ、協会会費規程第5条に規定する会費の滞納がない事業者とする。

（事業期間）

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和7年4月1日から令和8年2月27日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

（助成金額）

第4条 助成金額は、全ト協ドライバー等安全教育訓練促進助成制度交付要綱に基づく金額とし、1社10名までとする。

（交付申請）

第5条 助成金の申請は、全ト協の「ドライバー等安全教育訓練促進助成制度交付要綱」に基づき、協会に申請を行うものとする。

（助成金の交付）

第6条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

（報告の義務）

第7条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

（附 則）

1. この要綱は、令和7年4月1日より適用する。